

## 〈 7. 契約者ニーズを反映した円滑な事業実施 〉

## ア(1) 共済金の最高限度額の見直し

### 制度の概要

共済金の最高限度を定める制度

### 生協の現状

- 生協法第26条及び告示において、共済事故1件につき100万円を限度と規定。
- ただし、厚生労働大臣の許可を受けたときは、これによらないことができる。(局長通知にて共済種別ごとに最高限度額を規定。)

共済種別	生命	終身生命	年金	火災		風水害		地震		自動車		車両	傷害(交通災害)
				建物	動産	建物	動産	建物	動産	対人	対物		
最高限度額	5,000万円	2,000万円	90万円	4,000万円	2,000万円	2,000万円	1,000万円	800万円	400万円	無制限	無制限	1,000万円	1,000万円

### 消費生活協同組合法(昭和23年7月30日法律第200号)

(定款)

第26条 組合の定款には、左の事項を記載しなければならない。

① 組合員の生活の共済を図る事業を行うときは、その掛金及び共済金の最高限度

～略～

③ 厚生労働大臣は、第1項第17号の掛金及び共済金の最高限度を定めることができる。

④ 前項の規定により厚生労働大臣が掛金及び共済金の最高限度を定めた場合において、組合は、厚生労働大臣の許可を受けたときは、同項に規定する最高限度によらないことができる。

～略～

### 消費生活協同組合法第26条第3項の規定に基づく共済金の最高限度を定める告示(昭和27年9月24日厚生省告示第255号)

消費生活協同組合法第26条第3項の規定に基づき、共済金の最高限度を次のように定める。

1 共済事故1件につき100万円 ～略～

2 消費生活協同組合(以下「組合」という。)が、特別な事由により、前号に定める最高限度によりがたい場合において、申請書に、その事由を記し、次の(一)から(四)までに掲げる書類を添え、地域又は職域が二以上の地方厚生局の管轄区域にわたる組合にあっては厚生労働大臣、その他の組合にあっては地方厚生局長に提出し、法第26条第4項の許可を受けたときはその額

～略～

## 他制度の状況

### 農協法

- ・最高限度額に関する規定はない

### 中協法

- ・同上

### 保険業法

- ・保険会社については、同上
- ・少額短期保険業者については、保険金額が1,000万円を超えない範囲内で政令で定める金額以下。これを超えると通常の保険業となる。

○疾病による重度障害・死亡 300万円 ○疾病・傷害による入院給付等 80万円

○傷害による重度障害・死亡 600万円 ○損害保険 1,000万円

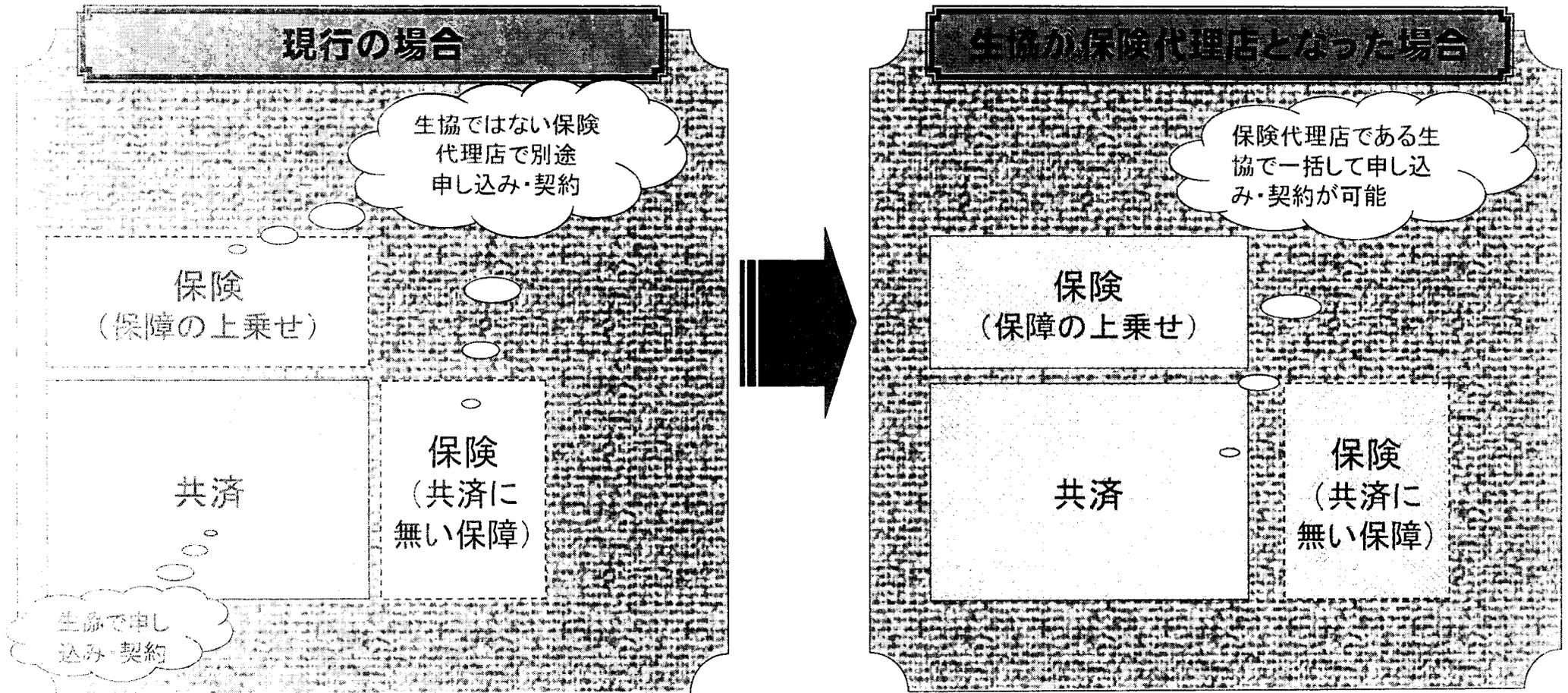
## 改正の方向性

定款の記載事項として共済金額の最高限度が定められており、共済事業規約について行政庁の認可が必要とされていること等から、今後は、共済金額の最高限度額規制を撤廃することとしてはどうか。

## ②(2) 保険代理

### 制度の概要

組合が保険会社その他これに準ずる者の業務の代理又は事務の代行の事業を行うことができることとする制度



## 生協の現状

法令上、保険代理業に関する規定は存在しない。

## 他制度の状況

### 農協法

・共済事業を行う組合は、組合員のために、保険会社の業務の代理又は事務の代行を行うことができる

### 中協法

・事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合は、保険会社の業務の代理又は事務の代行を行うことができる

### 保険業法

・他の保険会社、その他金融業を営むものの業務の代理又は事務の代行を行うことができる

## 改正の方向性

共済事業を実施する組合が保険代理業を実施できることとした場合には、自らが実施する共済事業とは異なる種類の保険商品を取り扱うこと等により、組合員の様々なニーズを満たすことが可能になり、その利便性が向上することから、共済事業を行う組合が保険代理業を行えることとしてはどうか。

## 7-(3) 資産運用

### 制度の概要

共済事業を行う組合が、共済事業に係るものとして区分された資産を運用する場合に、その運用方法や割合について規制をする制度

### 生協の現状

法令上、厚生労働大臣の承認を受けた場合を除き、一定の方法及び割合で運用しなければならないこととされている。

### 運用資産の割合

生 協	農 協		事業協同組合等	保 険		厚年基金
	連合会	単位農協		保険会社	少額短期	
元本保証 5割以上 株式等 3割以内 外貨建 3割以内 貸付金等 2割以内	株式等 2割以内 外貨建 2割以内 不動産 2割以内			株式 3割以内 外貨建 3割以内 不動産 2割以内		

厚年基金にあった生協と同様の規制は、運用受託者としての責任の明確化と運用管理体制の向上を前提に、平成10年に撤廃された。

### 資産運用の方法

	生 協	農 協		事業協同組合等	保 険		厚年基金
		連合会	単位農協		保険会社	少額短期	
預貯金	○	○	○	○	○	△ 府令指定	○
金銭債権	○	○	○ 大臣指定	× 【拡大予定】	○	×	○
金銭信託	○	○	○	○	○	△ 元本保証	○
投資信託	○	○	△ 大臣指定	○	○	×	○
国債・地方債	○	○	○	○	○	○	○
社債	△ 公法人債等	○	△ 公法人債	△ 担保付【拡大予定】	○	×	○
資産担保証券	×	○	×	×	○	×	○
株式	△ 上場株式	○	×	△ 銀行株【拡大予定】	○	×	○
外国債券	△ 国債等	○	×	×	○	×	○
外国株式	△ 上場株式	○	×	×	○	×	○
金融派生商品	×	○	×	×	○	×	○
不動産	×	○	×	×	○	×	×

事業協同組合等については、法改正に伴う省令の整備が行われておらず、内容は平成18年9月現在のものである。

## 他制度の状況

### 農協法

・共済事業を行う農業協同組合については、指定金融機関への預貯金、国債等が運用対象とされており、共済事業を行う連合会については、預貯金等のほかに、生協法では認められていない金融派生商品や不動産の取得などの投機性の高い金融商品も運用対象として認められている。運用割合に関しては、連合会については、不動産の取得は総資産の額の10分の2を超えてはならないなどとされているが、農業協同組合については規制がない

### 中協法

・共済事業を行う組合及び組合員数が一定以上の組合については、行政庁の認可を受けた場合を除き、銀行等への預貯金又は金銭信託、郵便貯金、国債等一定の有価証券のみが運用対象とされている。運用割合については、規制がない

### 保険業法

・保険会社については、生協法では認められていない金融派生商品などの投機性の高い金融商品も運用対象として認められており、運用の割合については、総資産に対する運用額の制限(国内株式は総資産の30/100までなどの規制がある)  
・少額短期保険業者については、内閣府令に定める金融機関への預金、国債、地方債等の有価証券等に限定されている

## 改正の方向性

共済事業に必要な資金の運用については、一定の安定性が必要ではあるものの、運用制限により資産の有効利用が妨げられ、組合員の利益を損なう恐れもあることから、他の諸制度などを参考に、組合の規模などもふまえて、運用方法の範囲を広げると共に、割合に関する規制を見直すこととしてはどうか。

## 7-(4) 事業規約変更の手続きの簡素化

### 制度の概要

共済事業を実施するに当たり作成が義務づけられている共済事業規約の変更のための手続を定める制度

#### 生協の現状

- ・共済事業規約には、共済事業の種類ごとに、その実施方法、共済契約並びに共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項を定めているが、その変更の際には、例外なく総会の議決が必要で、かつ、行政庁の認可が必要となっている。

#### 他制度の状況

##### 農協法

- ・共済規程の設定等のうち軽微な事項(共済事業の実施方法に関する技術的な事項を含む)は総会の議決は不要とされており、また、軽微な事項に係る共済規程の変更を行った場合には、行政庁の認可は必要ではなく、届出することで足りるとされている

##### 中協法

- ・共済規程の設定等のうち軽微な事項は総会の議決は不要とされているが、共済規程の変更を行った場合には、行政庁の認可が必要とされている。

(注)「軽微な事項」の内容については、自賠償の共済掛金率が規定されることが予想されるが、その他の詳細は未定。

##### 保険業法

- ・事業方法書等に定めた事項の変更のうち契約者等の保護に欠けるおそれが少ない事項の変更を行うときは、内閣総理大臣の認可は必要ではなく、届出することで足りるとされている
- ・届出があった場合には受理した日から90日後に変更があったものとなるが、90日以内であれば、内閣総理大臣は届出に係る事項の変更又は届出の撤回を命じることができる。

#### 改正の方向性

現行の手続によった場合、共済事業について変更を行う場合に、組合員のニーズに迅速に応えることができないことから、規約変更の手続きについて、他制度の状況を参考に、軽微な事項等については総会の議決を要しないこととするなど一部について簡素化することとしてはどうか。

## 7-(5) 職域組合における退職者の組合員資格

### 制度の概要

消費生活協同組合の組合員の資格を有する者として一定の者を法律上定めている

#### 生協の現状

- 法令上、職域組合における組合員の資格を有する者は、一定の職域内に勤務する者とされており、そのほか、定款の定めるところにより、その附近に住所を有する者でその組合の施設を利用することを適当とする者を組合員とすることができることとされている
- 職域組合における退職者は、当該職域組合の附近に住所を有する場合には、引き続き、その組合員となることができることとなる

#### 改正の方向性

職域組合が実施する共済事業を利用する組合員からは、在職時に長年にわたり利用していた共済事業を退職と同時に利用できなくなると支障が生じる場合があるとして、退職後も当該事業を継続して利用することのニーズがあることを踏まえ、退職者が、その居住範囲に関係なく、職域生協の組合員となることができるように、法律上明確にすることとしてはどうか